

毎週火、金曜日に発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取告示第六百九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準給食設備として次のとおり承認した。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

目次

- ◇告示 基準給食設備の承認
基準寝具設備の承認
基準看護施設等の変更承認
保険医療機関の指定
牛の肝てつ検査等の実施
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会招集
- ◇公告 行政書士試験実施要領

名 施 称 所 在 設 地

日南町国民健康 日野郡日南町生山五一
 保険 日南病院 一番地

基 承 給 採
 認 認 象 認 年 月 日 点
 番 号 対 象 年 月 日 数
 号 二 病 棟 昭 和 三 十 七 年 甲
 第 三 十 四 号 二 十 七 床 十 月 一 日 表

鳥取県告示第六百十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準寝具設備として次のとおり承認した。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

木 晃

名 施 称	鳥 取 県 厚 生 部 長	採 用 点 数 表
所 在 地	基 準 承 認 年 月 日	
鳥 取 市 東 品 治 町 一 〇	对 象	
(寝) 第六号	一 病 棟	
	八 六 床	
	昭 和 三 十 七 年	
	十 月 一 日	
	乙 の 二	

鳥取県告示第六百一十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第七十七号)に基づく基準看護基準給食施設の変更を次のとおり承認した。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

木 晃

名 施 称	鳥 取 県 厚 生 部 長	採 用 点 数 表
所 在 地	基 準 承 認 年 月 日	
医 療 法 人 養 和 会	对 象	
广 江 病 院	精 神 一 病 棟	
米 子 市 上 後 藤 三 三	一 四 三 床	
(看) 第三号	(食) 第六号	
	精 神 一 病 棟	
	一 四 三 床	
	昭 和 三 十 七 年	
	九 月 一 日	
	甲 表	

鳥取県告示第六百一十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した

ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

木 晃

名 称	鳥 取 県 厚 生 部 長	採 用 点 数 表
所 在 地	基 準 承 認 年 月 日	
木 村 歯 科 医 院	对 象	
日 野 郡 日 南 町 大 字 下	精 神 一 病 棟	
阿 毘 縁 九 一 〇	一 四 三 床	
	(食) 第六号	
	精 神 一 病 棟	
	一 四 三 床	
	昭 和 三 十 七 年	
	十 月 十 三 日	
	甲 表	

鳥取県告示第六百一十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

木 晃

鳥 取 県 厚 生 部 長 鈴 木 晃

又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

4 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 行政書士法第十四条第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 出願期間

昭和三十七年十一月十六日から昭和三十七年十二月五日まで

六 受験手続

1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町一丁目鳥取県総務部地方課あて提出すること。

2 受験願書を提出するときは、受験手数料五百円を鳥取県収入証紙をもつて納付すること。

七 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会のこと。ただし、郵便により照会する場合は、十円切手を同封すること。

別記様式

行政書士試験受験願書

本籍

現住所

ふりがな
氏名

生年月日

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えてお願ひします。

年 月 日

氏名

㊤

鳥取県知事

殿

昭和四年四月五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

〔定価 一部月極二五〇円（配達料共）〕